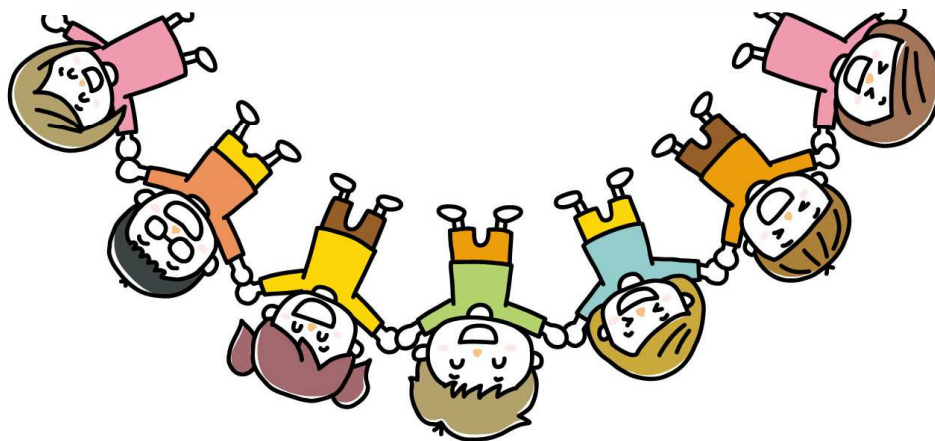


令和8年度
第1回鹿屋市子ども・子育て会議



鹿屋市

こどもまんなか



令和8年5月27日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1
- 2 令和7年度地域子ども・子育て支援事業の実績について
(1) 子育て支援施策における本市の現状…………… P 2
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績…………… P 6
- 3 令和8年度子育て関連施策の事業計画について…………… P 14

II 協議

- 1 令和9年度教育・保育施設の認定こども園への移行について… P 17

III その他

- 1 ふたば保育園の移転について…………… P 19
- 2 今後のスケジュールについて…………… P 21

■ 関連資料

- 子ども・子育て会議条例…………… P 22
- 子ども・子育て会議委員名簿…………… P 23

I 報告

1 令和7年度第5回子ども・子育て会議の報告

開催日	令和8年3月
開催方法	書面開催
委員	エルメス委員、蜂谷委員、橋委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、坂元委員、森委員、権現委員、堀之内委員、下村委員、藤井委員、軀川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、豎山委員、指宿委員、駿河委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、吉原委員、鹿倉委員
議題	報告 1 令和7年度第4回子ども・子育て会議の報告 協議 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業所の確認について
会議結果	協議内容：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業の確認について 協議結果：承認 有効回答数 25人 「承認します。」と回答した委員 25人 「承認しません。」と回答した委員 0人

『協議に対する意見等』

知らない子育て世代も多い。もっと周知できる環境を整えてほしい。

『その他意見等』

こどもモニターアンケートで挙げた意見への取組みを市報で報告していただきたい。
アンケートに答えた児童も結果を確認したいと思う。

いまだに公園の遊具が整備されていない（大隅広域公園の木製遊具など）。
これから花見や行楽シーズンだが、子連れで屋外で遊ばせられる低年齢向け遊具が少ない。

子育て支援課、こども家庭課の職員のみなさんには乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センターへの見学をぜひしていただきたい。

社会的養育施設がどんな機能や役割を持ち、どういった環境でどのようなサービスを提供しているかを課のみなさんが知らなければ利用にも繋がらないと思う。

[事務局]

貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見については、関係課へ共有するとともに、今後の取組に活用させていただきます。

2 令和7年度地域子ども・子育て支援事業の実績について

(1) 子育て支援施策における本市の現状

▶ 出生数の推移

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	865,239	840,835	811,622	770,759	727,288	686,173
鹿児島県	11,977	11,638	11,618	10,540	9,868	8,939
鹿屋市	910	908	869	790	788	642

※厚生労働省、統計かのや

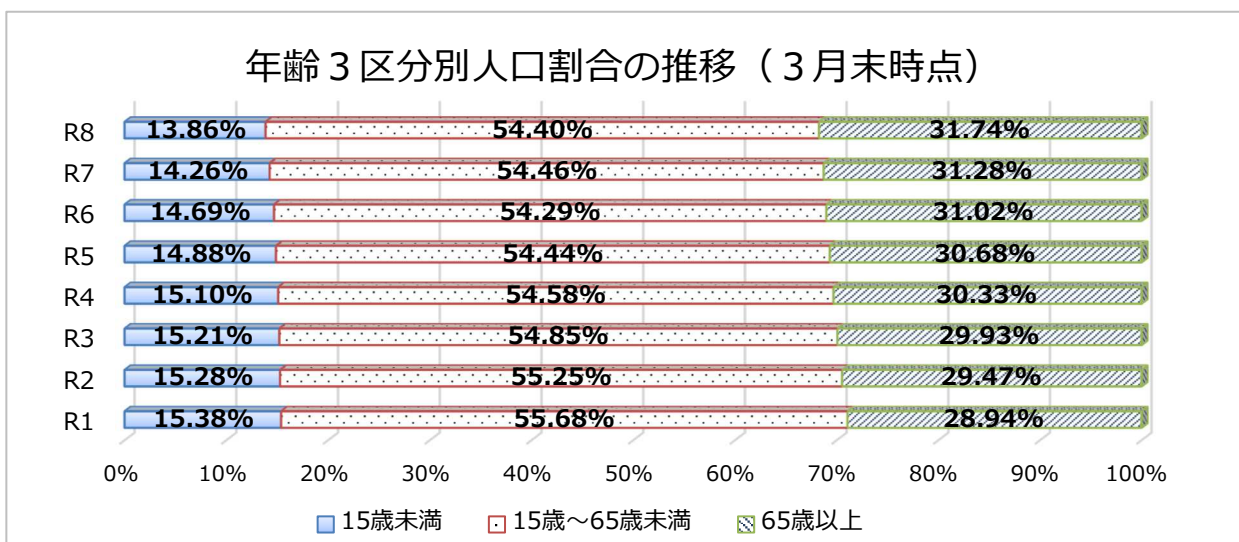
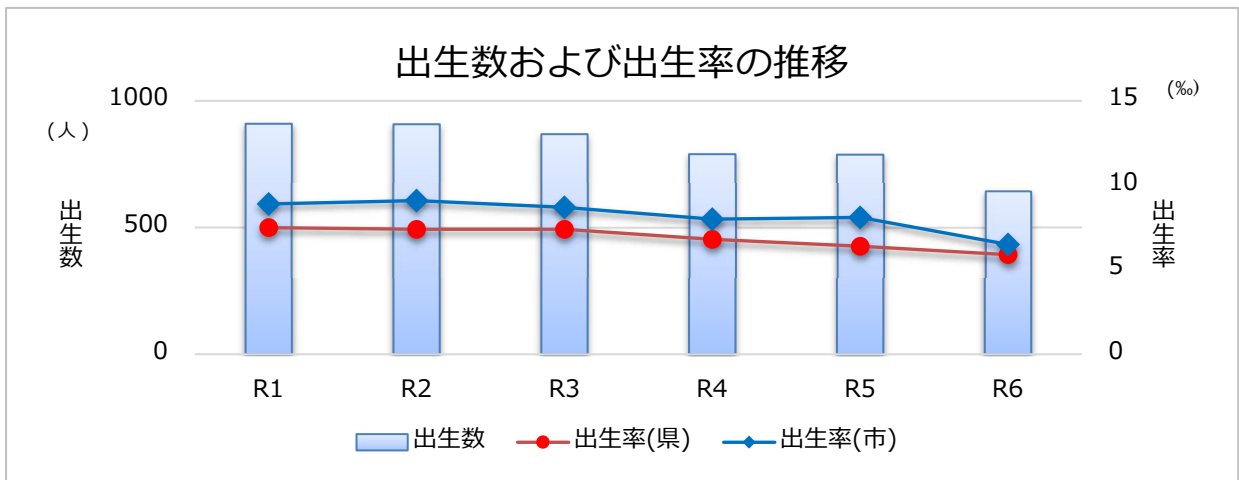
▶ 出生率の推移

(単位：‰)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0	5.7
鹿児島県	7.5	7.4	7.4	6.8	6.4	5.9
鹿屋市	8.9	9.1	8.7	8.0	8.1	6.5

※厚生労働省、統計かのや

【出生率】一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的には人口1,000人当たりにおける出生数を指す。

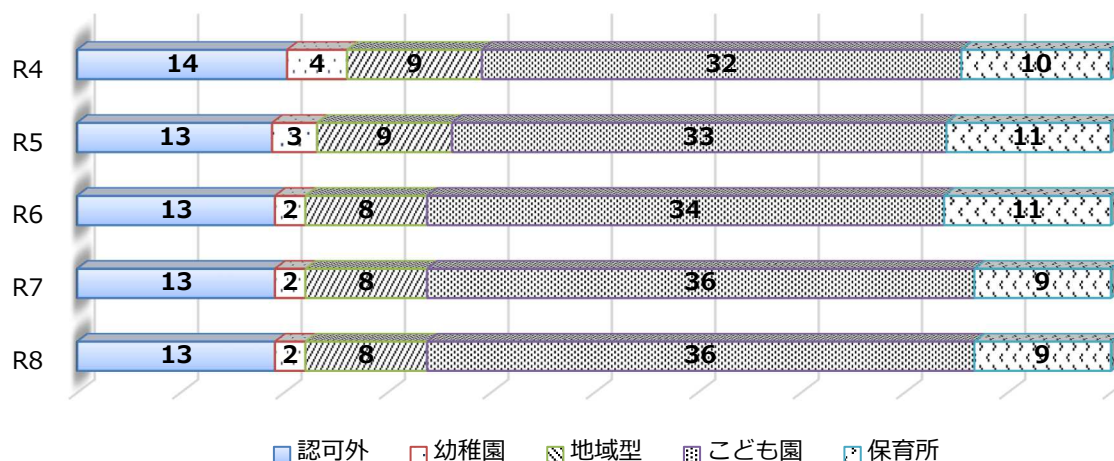


▶ 保育所・幼稚園等の市内施設数の推移

(単位：人)

区分	R4	R5	R6	R7	R8
保育所	10	11	11	9	9
認定こども園	32	33	34	36	36
幼保連携型	20	20	20	20	20
保育所型	11	11	11	13	13
幼稚園型	1	2	3	3	3
地域型保育事業	9	9	8	8	8
幼稚園	4	3	2	2	2
認可外保育施設	14	13	13	13	13
保育所、事業所内	6	5	5	5	5
企業主導型	8	8	8	8	8
合計	69	69	68	68	68

保育所等の施設数の推移



▶ 保育所・幼稚園等の定員の推移 (R8.4.1現在)

(単位：人)

区分	R4	R5	R6	R7	R8
保育所等 ①	3,958	4,153	4,177	4,037	3,930
保育所	635	695	685	565	545
認定こども園	3,140	3,275	3,320	3,305	3,235
地域型保育事業所	183	183	172	167	150
幼稚園 ②	650	470	340	280	280
小計 (①+②)	4,608	4,623	4,517	4,317	4,210
認可外保育施設 ③	439	357	354	303	321
保育所、事業所内	214	125	122	74	89
企業主導型	225	232	232	229	232
合計 (①+②+③) ④	5,047	4,980	4,866	4,620	4,531

※地域型保育事業は従業員枠を含む。

▶ 保育所・幼稚園等の利用者の推移（R8.4.1現在）

（単位：人）

区分	R4	R5	R6	R7	R8
保育所等 ①	3,648	3,695	3,623	3,449	3,196
保育所	667	686	661	508	478
認定こども園	2,877	2,927	2,884	2,868	2,672
地域型保育事業所	104	82	78	73	46
幼稚園 ②	418	299	221	218	181
小計（①+②）	4,066	3,994	3,844	3,667	3,377
認可外保育施設 ③	293	242	217	198	231
保育所、事業所内	139	60	28	18	35
企業主導型	154	182	189	180	196
合計（①+②+③） ④	4,359	4,236	4,061	3,865	3,608

※利用者数には、市外施設への入所者を含む。

※地域型保育事業所は従業員枠を含む。

▶ 年齢別利用者数（R8.4.1現在）

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
登録人口（R8.3.31時点）	571	646	699	772	856	829	4,373
保育所等 ①	96	413	506	686	766	729	3,196
保育所	20	55	72	108	101	122	478
認定こども園(1号)				242	256	222	720
認定こども園(2・3号)	72	339	411	336	409	385	1,952
地域型保育事業所	4	19	23				46
幼稚園 ②				49	62	70	181
認可外保育施設 ③	34	78	70	17	16	16	231
保育所、事業所内	0	12	19	2	1	1	35
企業主導型	34	66	51	15	15	15	196
合計（①+②+③）	130	491	576	752	844	815	3,608
利用率(合計/登録人口)	22.7	76.0	82.4	97.4	98.5	98.3	82.5
割合	62.4%			98.1%			

※利用者数には、市外施設への入所者を含む。

※地域型保育事業所は従業員枠を含む。

（参考）女性の就業率の推移

（単位：％）

R2	R3	R4	R5	R6	R7
51.8	52.2	53.0	53.6	54.2	55.1

※総務省統計局「労働力調査(基本集計)2025年(令和7年)平均」

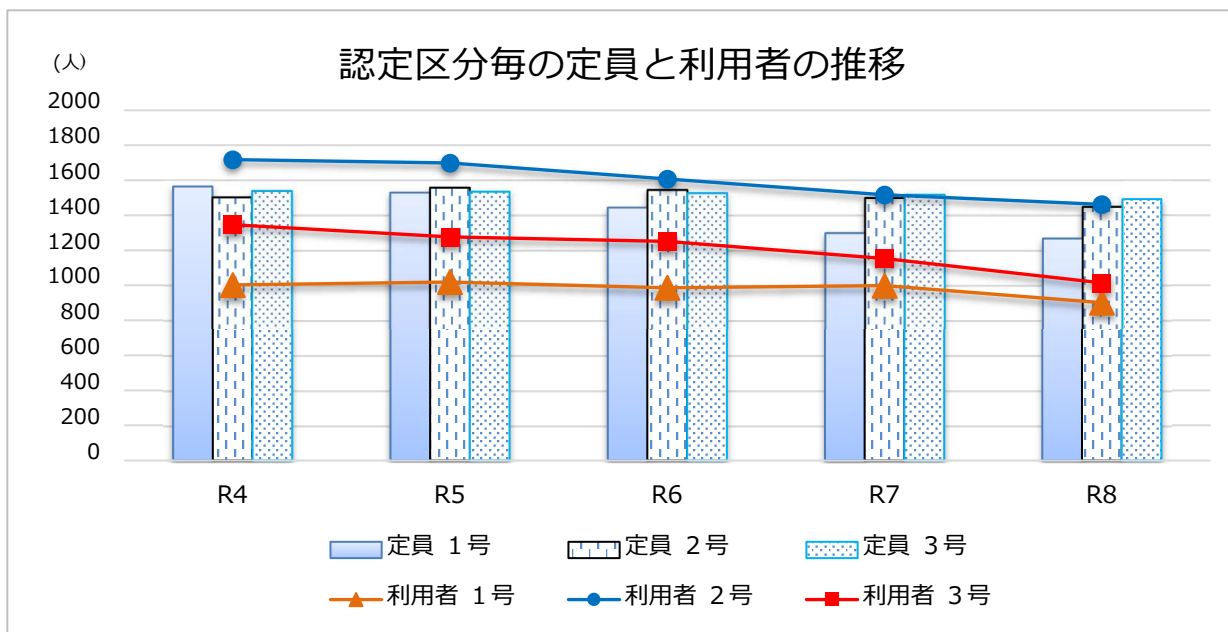
▶ R8教育・保育施設の量の見込み（利用者数）と確保方策（定員）

（単位：人）

認定区分	教育	保育			合計
	1号	2号	3号	小計	
量の見込み	930	1,520	1,190	2,710	3,640
確保方策	1,295	1,445	1,477	2,922	4,217
利用者数（A）	901	1,462	1,014	2,476	3,377
定員（B）	1,269	1,449	1,492	2,941	4,210
（B）－（A）	368	▲13	478	465	833
弾力運用後の受入可能数		1,593	1,641	3,235	

※認可外保育施設（保育所、事業所内、企業主導型）は含まない。

※弾力運用後は保育部分の定員（B）の110%で算出している。（小数点以下四捨五入）



▶ 保育(2・3号)における年齢毎の潜在的待機児童

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R5.4.1	3	14	4	4	2	1	28
R5.9.1	30	12	3	4	1	0	50
R6.3.1	59	10	3	5	2	0	79
R6.4.1	4	7	10	4	6	0	31
R6.9.1	20	13	9	3	6	0	51
R7.3.1	35	18	10	3	4	0	70
R7.4.1	3	9	6	2	0	1	21
R7.9.1	20	8	5	1	1	1	36
R8.3.1	35	4	5	1	1	1	47
R8.4.1	1	10	3	0	0	0	14

【潜在的待機児童】

保育所等の入所申込申請時に第3希望まで施設を記入可能であるが、第3希望までの施設への入所が定員等の関係でできず、他の施設に入所が可能な状況があり保護者に施設を紹介しても、希望したいいずれかの施設に入所したいと考えている場合は、潜在的待機児童としている。

国の待機児童調査では、特定の保育施設を希望している場合は、待機児童の数値から除外することができるという定義がある。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

① 利用者支援事業【こども家庭課】

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を実施しています。

【実施場所：こども家庭課（本庁1階 14番窓口）】

- ・母子健康手帳の交付 ・来所相談 ・電話相談 ・訪問指導 ・プラン作成
- ・関係機関との連携、ケース会議 ・妊娠、出産、子育てに係る情報提供
- ・妊娠中の健康管理、子どもの計測、発育発達の相談 など

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
実施箇所数	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1
(参考)延べ利用者数		1,924	2,037	2,017	2,062	2,054

② 地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】

概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行う事業です。

【実施施設】

施設名	設置場所	開設日
子育て交流プラザ	県民健康プラザ	火～日
つどいの広場「ひよこ」	東地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「りな」	リナシティかのや	月～金(祝日は除く)
つどいの広場「ふれあい」	串良ふれあいセンター	月・水・金
つどいの広場「ひまわり」	西原地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「バンビ」	田崎地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「太陽の丘」	西原台小学校となり	火～金・日
ふたばRCルーム	二葉保育園旧園庭となり	月～金(祝日は除く)
わかば楽楽	わかば保育園併設	月～金(祝日は除く)

【利用料金】 無料(※講習会、イベント内容によっては材料費等の負担あり)

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
1月あたりの平均延べ人数	量の見込み	1,378	1,337	1,903	1,903	3,280
	確保方策	1,378	1,337	1,903	1,903	3,280
	実績	1,554	2,187	3,145	3,095	3,138
実施箇所数	確保方策	7	7	7	7	9
	実績	8	8	9	9	9

③ 妊婦健康診査【健康増進課】

妊娠から出産までに必要とされる14回の妊婦健康診査を全額公費負担にすることで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るとともに、疾病や異常の早期発見、早期治療について助言し、安心して出産できるように支援する事業です。

【実施施設】市内の産婦人科、鹿児島県医師会に所属の県内の産婦人科、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院、鹿屋医療センター、県立大島病院、都城市北諸県郡医師会、国立病院機構都城医療センター、助産院ここいやし、里帰り出産等による他県での受診も可能

(参考) 妊婦歯科健診(妊娠中1回)、実施施設：鹿屋市歯科医師会、肝付歯科医師会に所属する協力歯科医院、会外5歯科医院

	R3	R4	R5	R6	R7
受診者数 (受診率)	419 (46.3%)	367 (44.6%)	356 (47.5%)	321 (45.7%)	300 (49.8%)

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ回数	量の見込み	10,622	9,463	9,703	9,573	7,259
	確保方策	10,622	9,463	9,703	9,573	7,259
	実績	10,723	9,232	8,903	7,949	7,069
受診券配布 窓口	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

④ 乳児家庭全戸訪問事業【健康増進課】

すべての乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【対象者】 生後2か月～4か月までの乳児のいるすべての家族

【訪問者】 保健師・助産師・母子保健推進員等

【実施内容】 ①育児に関する不安や悩みの聴取、相談

②子育て支援に関する情報提供

③養育環境等の把握（質問票による聞き取り）

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
人数	量の見込み	693	710	681	672	582
	確保方策	693	710	681	672	582
	実績	728	686	643	485	455
対応箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

⑦ 一時預かり事業【子育て支援課】

家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

ア 幼稚園型

【対象者】 幼稚園、認定こども園に在籍する1号認定(満3歳以上)の幼児
 【利用時間】 各園の教育時間の前後(概ね7時から18時まで)
 【利用料金】 概ね1日450円※各実施施設により異なります
 【実施場所】 認定こども園

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ人数	量の見込み	150,822	153,252	107,439	111,472	96,000
	確保方策	150,822	153,252	107,439	111,472	96,000
	実績	98,135	82,386	92,679	97,288	138,691
実施箇所	確保方策	33	34	30	32	30
	実績	28	27	29	29	31

イ 一般型

【対象者】 主として保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない乳幼児
 【利用時間】 概ね7時から18時まで(※各実施施設により異なります)
 【利用料金】 概ね1日2,000円(※各実施施設により異なります)
 【実施施設】 保育所、認定こども園

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ人数	量の見込み	6,054	5,867	967	941	1,157
	確保方策	6,054	5,867	967	941	1,157
	実績	1,193	1,240	1,208	1,734	860
契約施設	確保方策	7	7	9	9	13
	実績	8	9	12	13	12

⑧ 延長保育事業【子育て支援課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

- 【対象児童】 保育所等に入所している児童
 【利用時間】 概ね 18 時以降（30 分延長または 1 時間延長）
 【利用料金】 実施施設毎に設定
 【実施場所】 保育所、認定こども園

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ人数	量の見込み	1,257	1,232	900	810	794
	確保方策	1,257	1,232	900	810	794
	実績	1,080	992	918	803	714
実施箇所	確保方策	27	27	25	25	29
	実績	25	25	29	29	29

⑨ 病児保育事業【子育て支援課】

病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

- 【対象児童】 当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童
 【利用時間】 月～金：8:00～18:00、土：8:00～12:00※日・祝・クリニック休診日は休み
 【利用料金】 1日当たり：0～2,000円（※市民税所得割額に応じて）※R7～鹿屋市民無料
 【実施施設】 まつだこどもクリニック併設「森のくまさん家」

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ人数	量の見込み	901	901	901	901	635
	確保方策	901	901	901	901	635
	実績	623	629	654	621	764
実施箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

⑩ 放課後児童健全育成事業【子育て支援課】 (放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象児童】 小学校に就学している全児童（小学6年生まで）
 【利用時間】 授業終了後から概ね 19:00 まで（児童クラブごとに時間を設定）
 【利用料金】 概ね月 6,000 円（児童クラブ毎に利用料金を設定）
 【実施施設】 社会福祉法人等

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
登録児童数	量の見込み	2,038	2,197	2,110	2,149	2,100
	確保方策	2,038	2,197	2,110	2,149	2,100
	実績	2,192	2,067	1,969	2,088	2,205
実施箇所	確保方策	33	34	34	34	35
	実績	32	33	35	35	35

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【子育て支援課】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食（副食材料費）の提供に要する費用を助成する事業です。

【実施施設】 新制度未移行幼稚園事業

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
人数	量の見込み	179	179	120	120	98
	確保方策	179	179	120	120	98
	実績	168	164	98	73	24

⑫子育て世帯訪問支援事業【こども家庭課】

家事・育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聞くほか、家事や育児の支援を行う事業です。

【対象者】 0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
人数	量の見込み					960
	確保方策					960
	実績					19

⑬妊婦等包括相談支援事業【こども家庭課】

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と、妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により、情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

【対象者】 妊産婦及び乳幼児

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
延べ回数	量の見込み					1,524
	確保方策					1,524
	実績					1,672
人数 (妊娠届出数)	量の見込み					684
	実績					602

⑭産後ケア事業【こども家庭課】

「訪問型」「宿泊型」「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

【対象者】 出産後1年未満の母子

【利用料金】 訪問型：無料

宿泊型・日帰り型：5日間まで無料（宿泊型、日帰り型合わせて）

6日目以降有料（世帯収入により金額は異なる）

【利用日数（宿泊型・日帰り型）】 7日間まで利用可能（宿泊型、日帰り型合わせて）

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
人数	量の見込み					100
	確保方策					100
	実績					350
施設数	確保方策					11
	実績					13

⑮乳児等通園支援事業【子育て支援課】 （こども誰でも通園制度）

保育所等に通園していないこどもが、保育の就労要件を問わず、月一定時間まで利用可能枠の中で、保育園等において定期的に預けることができる事業です。

【対象者】 0歳6か月～満3歳未満のこども

【利用時間】 月10時間まで

【対象施設】 市内の保育所等（R7年度：14施設、R8年度：19施設）

※施行的実施期間：R7年7月～R8年3月

[実績]

		R3	R4	R5	R6	R7
人数/月	量の見込み					44
	確保方策					51
	実績					99
(参考) 延べ利用人数						114

3 令和8年度事業実施計画

新 …新たな取組

拡 …既存の取組内容や対象の拡大

■ 医療・相談支援体制の充実【こども家庭課・健康増進課】

居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境の実現に取り組むほか、乳幼児期における保健指導・健康教育・相談支援・情報提供等の充実を図ります。

拡 ▶ 遠方の分娩施設出産応援事業の拡充

既存の遠方分娩施設における出産、妊婦健診に加え、新たに**産婦健診、乳幼児健診、不妊治療の際の交通費を助成**します。

区分	①産婦検診	②乳幼児健診	③不妊治療
内容	産後2週間健診 産後1か月健診	1か月児健診 9～11か月児健診	生殖補助医療 精巣内精子採取術
対象者	自宅（又は里帰り先）から最寄りの施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦等 ※①②については、周産期医療センターで受診する方		
対象経費	移動に要した交通費（往復）の8割 ※市の旅費規定に準じて算出（実費を上限）		

■ 子育て家庭支援策の充実【子育て支援課】

保育士等の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整備するなど、必要な保育を受けられる保育環境の整備と多様な保育サービスの充実を図ります。

新 ▶ 保育所等のICT化費用の助成

保育所等が、保育士等の業務負担の軽減を図るため、ICT機器等を導入する際の**経費の一部を助成**します。

対象経費	補助率
○業務のICT化等を行うためのシステム導入 ○認可外保育施設における機器の導入 ○こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入	3/4以内
○保育士等の研修のオンライン化事業 ○医療的ケア児を受け入れる保育所等におけるICT機器導入	10/10以内 ※対象経費ごとに上限額あり

■ 地域全体で支える環境の整備【子育て支援課】

子育てアプリの機能追加による子育て世帯の利便性向上や、放課後児童クラブへの支援の充実を図るなど、地域で子育てを支えあえる環境づくりに取り組みます。

拡 ▶ 子育てアプリの充実

子育てアプリに、つどいの広場や鹿屋市子育て交流プラザで実施する**イベントの予約機能を追加**します。



拡 ▶ 放課後児童健全育成事業の拡充

子ども達に安全安心な居場所を提供するため、長期休暇や夏季休業期間中に開所した放課後児童クラブへの**補助を増額**します。

区分	要件	加算額
長期休暇	長期休暇中に支援の単位（1単位：概ね児童40人以下）を新たに設けて運営する等の場合	1日当たり 29,960円
夏季休暇	既存の事業所が夏季休業期間中に本体の事業所外の分室において、一時的に事業を実施する場合	1年当たり 799,290円

■ 能力と資質を育む教育の推進【学校教育課】

新聞記事を活用した教材の導入やICT機器の利活用により、教育の質や学力の向上に取り組みます。

新 ▶ 新聞記事を活用した学力向上事業

全ての学習の基礎となる読解力を育成するための新聞記事を活用した**補助教材**を導入します。

対象者	小学5年生～6年生 中学1年生～3年生
-----	------------------------

拡 ▶ 児童生徒・教師用タブレットの更新

児童生徒一人ひとりの学びの個別最適化の推進を図るための**学習用端末（タブレット）を更新**します。

主な変更点	○従来のWi-Fiモデルからセルラー（携帯電話回線）モデルへの変更 ○学習アプリの追加（習熟度に応じたドリル）
-------	--

■ 地域と協働する学校づくりの推進【学校教育課】

学校の教育相談体制の充実を図るとともに、地域と協働する学校づくりを推進します。

【拡】 ▶ 不登校児童生徒の支援体制強化に向けた実証

サテライト方式で**市内5地域に教育支援センターを設置**し、最適な設置地域や運営方法等を検証します。

区分	田崎地域	寿地域	串良地域	大始良地域	吾平地域
場所	田崎地区学習センター	農業研修センター	串良公民館 上小原分館	大始良地区 学習センター	吾平振興会館
回数	月2回			月1回	

II 協議

1 令和9年度教育・保育施設の認定こども園への移行について

▶移行希望の調査結果

令和9年度に認定こども園に移行を希望している教育・保育施設及び内容については下記のとおりです。

現行（令和8年度）					希望内容（令和9年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			施設区分
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
ひなぎく保育園	60		36	24	60 (±0)	10 (+10)	26 (-10)	24 (±0)	保育所型
野里保育園	60		37	23	60 (±0)	10 (+10)	26 (-11)	24 (+1)	保育所型

定員増減（合計）	移行後定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
	0	20	-21	1

▶本市の移行に係る判断基準

令和8年度～令和12年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準（一部抜粋）
<p>【基準1】 認定こども園への移行について</p> <p>(2) 保育所から認定こども園へ移行する場合</p> <p>① 移行前の認可総定員数の範囲内において、教育の認可定員は、15名を上限として移行できるものとする。なお、保育の弾力運用は可能とする。</p> <p>② 国の就学前教育・保育施設整備交付金（旧：保育所等整備交付金）を活用した施設が、施設整備後に、教育定員を認可定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号認可定員の減は求めないものとする。</p> <p>③ 保育の定員は、</p> <p>(ア) 移行前の総定員数から(2)①の教育の認可定員同数を減じる範囲内で移行できるものとする。(2)②の場合は除く。</p> <p>(イ) 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、変更後の利用定員の数が、平均入所児童数を下回らない範囲で、利用定員減をすることができるものとする。ただし、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議の上、必要な数の利用定員減することができる。</p>

▶ひなぎく保育園

現行（令和8年度）

（単位:人）

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
ひなぎく保育園	60		36	24

希望内容（令和9年度）

（単位:人）

移行後定員	定員内訳			施設区分
	1号	2号	3号	
60 (±0)	10 (+10)	26 (-10)	24 (±0)	保育所型

施設名	ひなぎく保育園（笠之原町）
設置主体	特定非営利活動法人 ひなぎく保育園
移行を希望する理由	多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行を希望する。
判断基準との比較	【基準1(2)①】教育の定員は15名以下である。 【基準1(2)③】保育の定員は、移行前の総定員から教育定員数を減じた数である。
周辺施設の意見	ひなぎく保育園の意向を尊重する

▶野里保育園

現行（令和8年度）

（単位:人）

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
野里保育園	60		37	23

希望内容（令和9年度）

（単位:人）

移行後定員	定員内訳			施設区分
	1号	2号	3号	
60 (±0)	10 (+10)	26 (-11)	24 (+1)	保育所型

施設名	野里保育園（上野町）
設置主体	社会福祉法人 野里福社会
移行を希望する理由	保護者の就労状況に関わらず、幼児教育と保育を一体的に提供するため、認定こども園への移行を希望する。
判断基準との比較	【基準1(2)①】教育の定員は15名以下である。 【基準1(2)③】保育の定員は、移行前の総定員から教育定員数を減じた数である。
周辺施設の意見	野里保育園の意向を尊重する

Ⅲ その他

1 ふたば保育園の移転について

▶ ふたば保育園概要（令和8年4月1日時点）

設置者	名称：社会福祉法人いしずえ福祉会 所在地：串良町下小原 4860-2 代表者：理事長 風呂井 敬							
施設名称	ふたば保育園							
園長	牧野 美紀代							
所在地	鹿屋市串良町下小原 4860-2							
受入対象年齢	0歳児～5歳児							
定員 利用者数 (R8.4.1時点)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		3号(22名)			2号(38名)			
	定員	3名	10名	9名	9名	15名	14名	60名
利用者	2名	4名	7名	7名	10名	11名	41名	
園舎の建設年月日(築年数)	昭和42年4月15日 木造(58年)							
耐震化基準	耐震基準以前の建物 (診断結果：倒壊する可能性が高いと判断)							

▶ これまでの経緯

年月日	内容				
R4.7.27	令和5年度施設整備意向調査票提出(ふたば保育園→市) →移転に伴う建替えを希望 ※補助金を利用した建替え希望				
R4.10.14	保育所等施設整備選定委員会実施 →子ども・子育て会議において移転が承認された場合の条件付き選定				
R4.12.19	令和4年度第3回鹿屋市子ども・子育て会議にて協議(ふたば保育園理事長及び園長出席) <移転概要> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>移転先</td> <td>笠之原町における約2,950㎡の敷地内</td> </tr> <tr> <td>現園からの距離</td> <td>約7.5km</td> </tr> </table> →慎重な議論の必要性を求める意見が多く採決を見送ることとなった。	移転先	笠之原町における約2,950㎡の敷地内	現園からの距離	約7.5km
移転先	笠之原町における約2,950㎡の敷地内				
現園からの距離	約7.5km				
R5.3.29	令和4年度第4回子ども・子育て会議にて協議 →子ども・子育て会議委員意見「移転先について串良中学校区内で検討していただきたい」				
R5.3.31	市からふたば保育園へ第4回子ども・子育て会議の結果を報告 →「会議からの意見について、最大限に努力し園において検討したい」とふたば保育園から回答				

R5.7.12	ふたば保育園保護者会から市へ要望書を提出 →「ふたば保育園整備事業が早期建設に着手できるよう寛大な対応をお願いします」「保護者の利便性も視野に入れての格別のご配慮を賜りたい」と保護者会から要望
R5.8.18 R5.9.22	笠之原地区周辺施設への説明を実施
R5.10.17	令和5年度第2回子ども・子育て会議にて経過を報告 →主な意見 「地域から保育所がなくなることが問題であり、串良中学校区内で探してほしいということが会議の意見としてとりまとめられたので、それを粛々と進めていただきたい」 「移転元の地域の学校等にも説明は必要ではないか」

▶ 令和5年度第2回子ども・子育て会議後の経過について

年度	内 容
令和5年度	【理事会等での説明・検討】2回実施（6月・12月）
令和6年度	【7月】串良学校給食センター跡地を検討 →費用が大きく断念。費用効果が見合わない。 ※すでに過去（子ども・子育て会議協議前）に下小原地区を始め、串良町内なども模索し、10ヶ所程度を検討したが、農振地域やがけ地などの理由から断念し、笠之原の土地に至った経緯あり。 【保護者への説明】3回実施（6月・10月・3月） 【理事会等での説明・検討】3回実施（5月・6月・3月） 【学校への説明】1回実施（3月）
令和7年度	自己資金で整備するにあたり、設計の見直しを実施 【保護者への説明】1回実施（6月） 【理事会等での説明・検討】3回実施（5月・6月・3月） 【学校への説明】1回実施（3月）
R8.4.28	子ども・子育て会議の意見に対する回答書の提出 ●鹿屋市保育所等施設整備補助金は利用せず、施設整備を実施する。 ●以前より検討していた笠之原町の敷地へ移転する。 ●令和8年5月23日に現園児の保護者へ移転について説明を実施予定。

2 令和8年度子ども・子育て会議スケジュールについて

令和8年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年3回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第1回	5月27日（水） 14:00～	○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○こども園への移行について 他
第2回	10月下旬または11月 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 他
第3回	2月中旬 14:00～	○乳児等通園支援事業者の認可について 他

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及び第3項並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、支援法第72条第1項各号に掲げる事務、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	あかざわ 赤澤 さとみ	市民委員	新
2		うちその 内園 あいれい	市民委員	新
3		おさない 小山内 まなみ	市民委員	新
4		くさの 草野 なつめ	市民委員	新
5		しまだ 嶋田 あやか	市民委員	新
6		みやち 宮地 えみ	市民委員	新
7	第2号委員 学識経験者	さかもと 坂元 じゅんや 潤也	鹿屋市歯科医師会	
8		いくどめ 幾留 さち 沙智	国立大学法人鹿屋体育大学	新
9		あんらく 安楽 はじめ 啓	鹿児島県大隅児童相談所	新
10		ほりのうち 堀之内 としお 俊夫	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
11		しむむら 下村 たかし 尚	鹿屋市小・中学校校長協会	
12	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	ふじい 藤井 みつはる 光晴	児童養護施設大隅学舎	
13		くがわ 軀川 ひさし 恒	鹿屋乳児院	
14		よしい 吉井 たけし 健	鹿屋市私立幼稚園協会	
15		まつした 松下 れつ 烈	鹿屋市保育会	新
16		かわもと 川元 けん 健	鹿屋市学童保育連絡会	新
17		むらば 村場 みさき 美咲	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	新
18		もりや 守屋 かな 香菜	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	新
19		いぶすき 指宿 ふみこ 章子	障がい児福祉支援事務所	
20	第4号委員 その他市長 が必要と認 める者	するが 駿河 りょうこ 涼子	鹿屋特別支援学校PTA	
21		かわさき 川崎 だいすけ 大輔	鹿屋市PTA連絡協議会	
22		わたなべ 渡邊 まさと 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
23		かわそえ 川添 みやこ 子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
24		さかた 坂田 しょうじ 省司	鹿屋市町内会連絡協議会	新
25	しばはら 芝原 ようこ 洋子	鹿屋商工会議所	新	

■ 委嘱期間：令和8年5月1日～令和10年4月30日（2年以内）】